

# 人権チェックリスト

平成28年

2月号



和歌山県人権尊重の社会づくり協定

子どもへの虐待に気づいたことはありませんか？

## 子どもへの虐待

平成26年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は932件で、平成21年度の460件から5年間で約2倍に増加しています。

虐待の種類は大きく4つに分けられ、これらが重複して起きていることが少なくありません。

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

## チェック

子どもへの虐待の中には死亡に至る重篤なケースもあり、虐待を早期に発見し対応することが大切です。

いつも汚れた衣服を着ている子どもがいる、殴られたようなあざをつけた子どもがいるなど、虐待かもしれないと気づいた方は、ためらわずに下記の相談窓口に連絡してください。連絡は匿名で行うこともでき、連絡した方とその内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(お近くの児童相談所につながります)

県子ども・女性・障害者相談センター

☎ 073-445-5312

県紀南児童相談所

☎ 0739-22-1588

県紀南児童相談所新宮分室

☎ 0735-21-9634

各市町村児童福祉担当窓口（各市町村役場でお問い合わせください）

詳しくは、

子ども虐待防止オレンジリボン運動公式サイト  
<http://www.orangeribbon.jp/>  
をご参考ください。

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで  
☎ 073-441-2566

